

## 特別養護老人ホームあかつき 入 所 費 用 の ご 案 内

特別養護老人ホームあかつきは、老人福祉法に規定された施設で、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において生活することが困難な方で、原則介護保険法の規定による「要介護3」から「要介護5」の認定を受けられている方が対象となります。

### ●サービス利用料金（1日あたり）

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス自己負担金	652円	720円	793円	862円	929円
食 事 代	1,445円				
	第1段階	300円	第2段階		390円
	第3段階①	650円	第3段階②		1,360円
居 住 費	2,006円				
負担限度額	第1段階 820円	第2段階 820円		第3段階 1,310円	
福祉施設日常生活継続支援加算Ⅱ	46円				
福祉施設看護体制加算Ⅰ2	4円				
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ2	21円				
科学的介護体制推進加算	50円/月				
初期加算自己負担額	30円		※ 入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様		
福祉施設外泊時費用	246円		※ 病院等へ入院した場合及び居宅等へ外泊を認めた場合。月6日限度		
福祉施設看取り介護加算1	72円		※ 死亡日45日前～31日前		
福祉施設看取り介護加算2	144円		※ 死亡日以前4日以上30日前		
福祉施設看取り介護加算3	680円		※ 死亡日以前2日又は3日		
福祉施設看取り介護加算4	1,280円		※ 死亡日		
福祉施設処遇改善加算	所定単位総数の8.3%を加算				
特定処遇改善加算	所定単位総数の2.7%を加算				
介護職員等ベースアップ支援加算	所定単位数の1.6%を加算				

※入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。但し、減免対象者（第1～3段階）の方は、福祉施設外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は2,006円の負担となります。

※入院された場合の居室代について減免対象者は6日まで、7日以降は全額負担となります。

### ●その他日常生活に要する自己負担金（1日あたり）

【単位：円】

ユニット娯楽費	100	各ユニットで娯楽費用に充当させていただきます
電気製品使用料	50	居室に持ち込まれる電気製品1件あたりの利用料
貴重品預かり管理費	100	管理をご希望の方のみ必要です
理容・美容サービス	実 費	ご希望される方のみ業者に直接お支払いいただきます
ドライクリーニング等	実 費	ご希望される方のみ業者に直接お支払いいただきます

#### 【問い合わせ先】

〒501-3955 岐阜県関市下白金 912 番地

社会福祉法人 祥雲会

特別養護老人ホーム あかつき

TEL 0575-27-3077 / FAX 0575-28-7363